

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、そ
の翌日)

目次
◇条 例 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第一条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)

の一部を次のように改正する。

別表の一及び二を次のように改める。

一 土地

1 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合

区 分	単 位	使 用 料			
		宅 地	田 畑	そ 他	額
電柱又は電柱の支線若しくは支柱	一本につき一年	六九五円七〇五円	四三〇円	一一〇円	
鉄塔	使用面積一平方メートルにつき一年	四二二円	四二七円	二六〇円	六六円
線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石	一本につき一年	六九五円七〇五円	四三〇円	一一〇円	
ハンドホール又はマンホール	一個につき一年	一、三〇〇円	一、四〇〇円	八六〇円	三二〇円
水管、水道管、ガソ管その他管類	長さ一米につき一年	一三四円	一三六円	八三円	二〇円
外径が〇・三メートル未満のもの					
外径が〇・三メートル以上〇・五メートル未満のもの		一六八円	一七〇円	一〇四円	二六円
外径が〇・五メートル以上のもの		二二〇円	二二三円	一三〇円	三三三円
その他のもの	使用面積一平方メートルにつき一年	四二二円	四二七円	二六〇円	六六円

2 その他

二 建 物

区 分	使用面積	使用料	
		宅 地	金 額
市の区域に所在する土地	一平方メートルにつき一年	七五〇円	四八円
	使用面積一平方メートルにつき一年	二四二円二〇〇円	
市の区域以外の区域に所在する土地	一平方メートルにつき一年	一六三円	八円
	使用面積一平方メートルにつき一年	四四円	
区 分	使用料	金 額	額
		金額	額
会議室	県庁舎講堂以外	一時間	四、一五〇円
		使用面積一平方メートルにつき一時間	七円
その他	県庁舎	木造	三円
		非木造	七円
その他	県庁舎以外の建物	木造	二九〇円
		非木造	一、〇一〇円
使用面積	使用料	一平方メートルにつき一月	一、五五〇円
		使用面積一平方メートルにつき一月	一、〇一〇円

(鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正)
 第二条 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二百円」を「三百円」に改める。
 (鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第三条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。
 別表第一(第四条関係)

区 分	金 額
健康診断	一件につき 二、一七五円
死体検案	一件につき 五、〇〇〇円
変死体検案	一件につき 一〇、〇〇〇円

別表第二(第四条関係)

区 分	金 額
普通診断書	一通につき 一、三〇〇円
健康診断書	一通につき 一、三〇〇円
死亡診断書	一通につき 一、五〇〇円
死体検案書	一通につき 二、五〇〇円
変死体検案書	一通につき 二、五〇〇円
通院入院証明書	一通につき 一、三〇〇円

通院入院証明書以外の証明書

一通につき

一、三〇〇円

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第五条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号及び第三号中「千円」を「千五百円」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「四百円」を「六百円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第六条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「四百円」を「六百円」に改め、同条第二号中「二百円」を「三百円」に改める。

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第七条 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
一 予防接種 BCG経皮接種	一人一回につき 三百円
二 歯科診療 歯科診療 弗化ナトリウム又は ^ち 磷酸弗化ナトリウム塗布	一人一回につき 五十円
(一) 簡易塗布法	一人一回につき 五十円
(二) イオン・トレー法	一人一回につき 百四十円
三 環境衛生試験	
1 室内環境試験	
(一) 空気試験	
(1) 検知管法によるもの	一成分につき 二百五十円
(2) その他のもの	一成分につき 九百円
(二) じんあい成分試験	一成分につき 二千円
(三) じんあい量測定	一測点につき 百五十円
(四) 落下細菌数測定	一測点につき 五百円
(五) 照度、紫外線等測定	一測点につき 百三十円
2 大気試験	
(一) 大気中ガス試験	
(1) 検知管法によるもの	一成分につき 二百五十円
(2) 二酸化鉛法又はガス吸収法によるもの	一成分につき 千円
(3) その他のもの	一成分につき 三千三百円
(二) 降下ばいじん又は粉じん成分試験	一成分につき 千円
(三) 降下ばいじん又は粉じん量測定	一測点につき 五百円

<p>3 食品一般試験</p> <p>(一) 理化学的試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p> <p>(二) 細菌学的検査</p> <p>(三) 栄養成分定量試験</p> <p>四 ビタミン定量試験</p> <p>(四) 混入異物試験</p> <p>4 添加物試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) 使用基準試験</p> <p>(1) 簡易なもの</p> <p>(2) 複雑なもの</p> <p>5 器具又は容器包装試験</p> <p>(一) 規格基準試験</p> <p>(1) ポリ塩化ビニール製品等</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(二) 物理的試験</p> <p>(三) 化学的試験</p> <p>(四) 細菌学的検査</p> <p>6 おもちゃ又は洗淨剤試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) その他の試験</p> <p>六 鉱泉又は温泉試験</p> <p>1 ラドン測定</p>	<p>一成分につき 七百元</p> <p>一成分につき 千八百円</p> <p>一件につき 千五百円</p> <p>一成分につき 四百五十円</p> <p>一件につき 二千三百円</p> <p>一件につき 七千四百円</p> <p>一成分につき 千九百円</p> <p>一成分につき 六千円</p> <p>一件につき 九千円</p> <p>一件につき 三千三百円</p> <p>一件につき 七百元</p> <p>一成分につき 千五百円</p> <p>一件につき 千八百円</p> <p>一成分につき 三千九百円</p> <p>一件につき 千八百円</p>
<p>2 定量試験</p> <p>(一) 小分析</p> <p>(二) 中分析</p> <p>七 放射能試験</p> <p>1 空間線量測定</p> <p>2 全放射能測定</p> <p>八 薬品試験</p> <p>1 公定書規格試験</p> <p>2 定性試験</p> <p>3 定量試験</p> <p>九 衛生材料又は医療用具規格試験</p> <p>十 化粧品試験</p> <p>1 原料基準規格試験</p> <p>2 定性試験</p> <p>3 定量試験</p> <p>十一 ウイルス検査</p> <p>分離同定検査</p> <p>十二 その他の試験又は検査</p> <p>十三 文書</p> <p>1 診断書</p> <p>2 試験成績書</p> <p>(一) 鉱泉又は温泉試験成績書</p> <p>(二) その他の試験成績書</p> <p>3 証明書</p>	<p>一件につき 四千三百円</p> <p>一件につき 一万四千元</p> <p>一件につき 二百八十円</p> <p>一件につき 三千四百円</p> <p>一件につき 一万三千元</p> <p>一成分につき 八百円</p> <p>一成分につき 二千元</p> <p>一件につき 七千七百元</p> <p>一件につき 一万元</p> <p>一成分につき 八百円</p> <p>一成分につき 二千三百円</p> <p>一種目につき 四千三百円</p> <p>その都度知事が定める額</p> <p>一通につき 三百円</p> <p>一通につき 三百円</p> <p>一通につき 三百円</p> <p>一通につき 三百円</p> <p>一通につき 三百円</p>

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七割」を「八割」に改める。

第十条第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

第十一条第二項中「六千円」を「六千六百円」に改める。

別表第一の一及び二を次のように改める。

一 診断料及び検案料

区 分	金 額
健康診断	一件につき 二千百七十五円
恩給年金診断	一件につき 二千百七十五円
死体検案	一件につき 五千円
変死体検案	一件につき 一万円

二 分べん料

1 単胎の場合

六万円(午後五時から翌日の午前八時三十分までの間にあつては、七万二千円)

2 多胎の場合

1の金額に一胎児を除く胎児一胎児につき二万五千円を加算した額

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

区 分	金 額
普通診断書	一通につき 千三百円
健康診断書	一通につき 千三百円
恩給年金診断書	一通につき 三千三百円
死亡診断書	一通につき 千五百円
死体検案書	一通につき 二千五百円
変死体検案書	一通につき 二千五百円
生命保険金受領診断書	一通につき 三千三百円
通院入院証明書	一通につき 千三百円
療養費支払証明書	一通につき 千三百円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	一通につき 三千円
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	一通につき 千三百円

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一及び二を次のように改める。

一 診断、測定及び指導料

区	分	金 額	
		一人一回につき	二、六〇〇円
		一人一回につき	三、四〇〇円
		一人一回につき	五〇〇円
健康診断	一般診断	一人一回につき	二、六〇〇円
	成人病診断	一人一回につき	三、四〇〇円
	エックス線写真診断	一枚につき	一、〇〇〇円
個別診断	眼底写真診断	一人一回につき	五〇〇円
	その他の診断	一人一回につき	三〇〇円
	体力測定	一人一回につき	二〇〇円
体育指導		一人一回につき	二〇〇円

二 体育施設使用料

イ 鳥取県立東部健康増進センター及び鳥取県立中部健康増進センター

区	分	金 額
テニスコート	一コート一時間につき	一〇〇円

ロ 鳥取県立西部健康増進センター及び鳥取県立中部健康増進センター

区	分	金 額		
		一人一回につき	五〇〇円	
		一人一回につき	一〇〇円	
		一人一回につき	六〇〇円	
一般利用	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	五〇〇円	
		一人一回につき	一〇〇円	
	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	一〇〇円	
		一人一回につき	六〇〇円	
		一人一回につき	八〇〇円	
		一人一回につき	二〇〇円	
全部専用	夜間	一時間につき	八〇〇円	
	昼間	一時間につき	六〇〇円	
	夜間	一時間につき	二〇〇円	
	昼間	一時間につき	二〇〇円	
部分専用	三分の一専用	夜間	一時間につき	三〇〇円
		昼間	一時間につき	一五〇円
	四分の一専用	夜間	一時間につき	二五〇円
		昼間	一時間につき	一五〇円

備考 この表において、「昼間」とは午前九時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後五時から午後八時までをいう。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)

の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		手数料の額
一分析	1 定性分析	一件につき 六〇〇円
	(一) 一般定性分析	一件につき 一、一〇〇円
	(二) 特殊定性分析	一件につき 四、四〇〇円
	2 定量分析	一件につき 四、四〇〇円
	(一) 醸造用水の分析	一件につき 四、四〇〇円
	(二) 工業用排水の分析	一件につき 四、四〇〇円
	(1) 透視度又は臭気度の分析	一件につき 四、四〇〇円
	(2) 規格分析	一件につき 四、四〇〇円
	(3) その他の分析	一件につき 五、五〇〇円
	(三) 金属の分析	一件につき 一、〇〇〇円
二試験	(1) 鉄鋼の分析	一件につき 一、〇〇〇円
	イ 炭素、硅素、マンガン、 燐又は硫黄	一件につき 一、〇〇〇円
	ロ その他の成分	一件につき 一、〇〇〇円
	(2) その他の分析	一件につき 二、〇〇〇円
	(四) その他の分析	一件につき 二、〇〇〇円
	(1) 一般定量分析	一件につき 一、〇〇〇円
	(2) 特殊定量分析	一件につき 二、〇〇〇円
	1 繊維製品の試験	一件につき 一、五〇〇円
	(一) 天然繊維の試験	一件につき 一、五〇〇円
	(二) 合成化学繊維の試験	一件につき 二、四〇〇円
2 繊維用糊剤の試験	一件につき 一、〇〇〇円	
3 コンクリート又はコンクリート	一件につき 四、〇〇〇円	
製品の試験	4 窯業原料又は窯業製品の耐火度試験	一件につき 二、四〇〇円
	5 鑄物砂の試験	一件につき 七〇〇円
	(一) 粘度、水分又は灰分の試験	一件につき 一、五〇〇円
	(二) 粒度試験	一件につき 五〇〇円
	(三) 強度試験又は通気度試験	一件につき 五〇〇円
	6 工芸材料又は工芸品の試験	一件につき 五〇〇円
	(一) 材料の強度試験	一件につき 九〇〇円
	(二) 接着強度試験	一件につき 七〇〇円
	(三) 塗膜試験	一件につき 七〇〇円
	(四) 環境試験	一件につき 四、〇〇〇円
(五) その他の試験	一件につき 五〇〇円	
7 紙の試験	一件につき 七〇〇円	
(一) 引張試験	一件につき 三〇〇円	
(二) 破裂試験	一件につき 六〇〇円	
(三) 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験	一件につき 六〇〇円	
8 金属の試験	一件につき 六〇〇円	
(一) 引張試験又は曲げ試験	一件につき 六〇〇円	
(二) 圧縮試験、抗折試験又はせん断試験	一件につき 六〇〇円	
(三) 衝撃試験	一件につき 七〇〇円	
(1) 常温試験	一件につき 九〇〇円	
(2) 低温試験	一件につき 七〇〇円	
(四) 硬度試験	一件につき 七〇〇円	
(五) 磁気探傷試験又は金相試験	一件につき 七〇〇円	

五加工	1 織物の加工 (一) 精練 (1) 綿糸又は綿布	一キログラムにつき 五〇〇円
	4 その他の検定	
	3 窯業原料の焼成検定	一件につき 三、四〇〇円
	2 紙の検定	一件につき 四〇〇円
	(2) 合成化学繊維の検定	一件につき 二、四〇〇円
	(1) 天然繊維の検定	一件につき 一、五〇〇円
	(一) 染料又は薬剤による検定	一件につき 一、二〇〇円
	(2) 合成化学繊維の検定	一件につき 八〇〇円
	(一) 物理的な方法による検定	一件につき 八〇〇円
	1 繊維製品の検定	一件につき 八〇〇円
	3 その他の測定	その都度知事が定める額
	2 機械の測定	一件につき 一、六〇〇円
	振動又は騒音の測定	一件につき 一、六〇〇円
	(一) 長さ又は角度の測定	一件につき 九〇〇円
	(二) 表面の粗さ又は形状の測定	一件につき 九〇〇円
	1 金属の精密測定	一件につき 九〇〇円
	10 その他の試験	その都度知事が定める額
	(一) 純金属による試験	一件につき 一、六〇〇円
	(二) 比較試験	一件につき 二、七〇〇円
	9 高温度計の補正試験	一件につき 一、六〇〇円
	(一) 超音波探傷試験	長さ一メートル幅一〇センチメートルにつき 一、八〇〇円
	(二) その他の糸又は布	一キログラムにつき 六〇〇円
	(一) 染色	一キログラムにつき 八〇〇円
	(1) 硫化染料、酸性染料、塩基性染料又は直接染料	一キログラムにつき 八〇〇円
	イ 淡色	一キログラムにつき 一、〇〇〇円
	ロ 中色	一キログラムにつき 一、〇〇〇円
	ハ 濃色	一キログラムにつき 一、〇〇〇円
	(2) 媒染染料	一キログラムにつき 九〇〇円
	イ 淡色	一キログラムにつき 九〇〇円
	ロ 中色	一キログラムにつき 一、〇〇〇円
	ハ 濃色	一キログラムにつき 一、〇〇〇円
	(3) その他の染料	一キログラムにつき 一、三〇〇円
	イ 淡色	一キログラムにつき 四、八〇〇円
	ロ 中色	一キログラムにつき 五、三〇〇円
	ハ 濃色	一キログラムにつき 九、四〇〇円
	2 刃物の研摩	一枚につき 四〇〇円
	(一) 機械かんな刃	一枚につき 七〇〇円
	(二) カッター刃	一枚につき 二、四〇〇円
	(三) スライサー刃	一枚又は一個につき 三〇〇円
	(四) その他の刃物	一枚又は一個につき 三〇〇円
	3 木材の加工	一時間につき 八〇〇円
	(一) だばの製造	一時間につき 五〇〇円
	(二) だば用材の切断	一時間につき 一、三〇〇円
	(三) ルーターによる加工	一時間につき 二、五〇〇円
	(四) コツピングレースによる加工	一時間につき 二、五〇〇円

九 証明書	各種証明書	一通につき 三〇〇円
八 研究	各種研究	その都度知事が定める額
七 デザイン	1 平面デザイン 2 立体デザイン	一時間につき一、二〇〇円 一時間につき一、二〇〇円
六 写真	1 顕微鏡写真 2 エックス線写真 3 その他の写真	一枚につき 二、三〇〇円 一枚につき 二、四〇〇円 その都度知事が定める額
	6 溶接 交流アーク溶接	一時間につき一、二〇〇円
	5 金屬の加工 (一) 普通旋盤、高速切断機又は形削盤による加工 (二) フライス盤その他の加工機による加工 (三) 手仕上げによる加工	一時間につき一、六〇〇円 一時間につき一、六〇〇円 一時間につき一、二〇〇円
	4 紙葉の製造	一件につき 一、六〇〇円
	(六) 木材の人工乾燥	一日につき 一、七〇〇円
	(五) ならい彫刻機による加工	一時間につき一、八〇〇円

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第十一条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	金額
一 分析	1 定性分析	
	(一) 一般定性分析	一成分につき 六百元
	(二) 特殊定性分析	一成分につき 千三百円
	2 定量分析	
	(一) 一般定量分析	一成分につき 九百元
	(二) 特殊定量分析	
	(1) ビタミンの分析	一成分につき 五千元
	(2) 有機酸、糖質又は核酸の分離分析	一件につき 五千三百円
	(3) 食品添加物又は微量有害性元素の分離分析	一成分につき 五千五百円
	(4) アミノ酸の分離分析	一件につき 一万二千元
二 試験	イ 規格分析	一件につき 三千元
	ロ その他の分析	一件につき 千二百円
	(6) みその分析	一件につき 千九百円
	(7) 食酢の分析	一件につき 千二百円
	(8) その他の分析	一成分につき 二千五百円
	1 防ばい試験、貯蔵試験又は吸湿試験	一件につき 五千元
	2 酵素試験又は微生物試験	一件につき 四千元
	3 その他の試験	その都度知事が定める額
	1 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定	一件につき 六百元
	2 細菌数の測定	一件につき 千六百元
三 測定		

四 検定	3	その他の測定	一件につき	五百円
	1	官能による検定	一件につき	五百円
	2	機器による検定	一成分につき	千二百円
五 研究		各種研究	その都度知事が定める額	
六 証明書		各種証明書	一通につき	三百円

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)
 第十二条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
一 土壌分析	
1 水分恒数、透水係数又は土壌三相	一項目につき 千円
2 粒径組成	一件につき 千七百円
3 団粒組成	一件につき 千円
4 水素イオン濃度、置換酸度又は電気伝導度	一項目につき 九百円
5 腐植、置換容量、窒素、燐酸、加里、石灰、苦土、珪酸、塩素又は燐酸吸収係数	一成分につき 千円
6 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガンの鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	一成分につき 二千三百円
7 有機塩素剤又は有機燐剤	一成分につき 一万千円

8 カーバメイト剤	一成分増すごとに七百円を加算する。	一件につき 一万四千円
二 作物体分析		
1 窒素、燐酸、加里、石灰又は苦土	一成分につき	千円
2 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガンの鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	一成分につき	二千三百円
3 有機塩素剤又は有機燐剤	一成分につき 一万千円を加分増すごとに七百円を加算する。	一件につき 一万四千円
4 カーバメイト剤	一件につき	一万四千円
三 かんがい水分析		
1 水素イオン濃度又は電気伝導度	一項目につき	九百円
2 過マンガン酸加里消費量	一件につき	六百円
3 窒素、燐酸、加里、珪酸、塩素、石灰又は苦土	一成分につき	千円
4 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガンの鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	一成分につき	二千三百円
5 有機塩素剤又は有機燐剤	一成分につき 一万千円を加分増すごとに七百円を加算する。	一件につき 一万四千円
6 カーバメイト剤	一件につき	一万四千円
四 肥料分析		
1 水分	一件につき	四百円
2 窒素全量又は尿素性窒素	一成分につき	千五百円
3 アンモニウム性窒素、枸橼性燐酸、可溶性燐酸、水溶性燐酸、塩分、水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂)	一成分につき	七百円

4	硝酸性窒素、磷酸 ² 全量又はアルカリ分	一成分につき	千百円
5	加里	一成分につき	千七百円
6	硼 ³ 素、苦土、珪 ⁴ 酸、石灰又はマンガン	一成分につき	千五百円
7	灰分	一件につき	九百円
8	遊離硫酸、亜硫酸又は亜硝酸	一成分につき	六百円
9	硫青酸化物	一件につき	七百円
10	ピウレット性窒素、ジシアンジアミド性窒素、グアニジン性窒素又はスルファミン酸	一成分につき	二千三百円
11	アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒 ⁵ 素、モリブデン、カドミウム又は鉛	一成分につき	二千三百円
五	その他の分析	その都度知事が定める額	
六	各種証明書	一通につき	三百円

(鳥取県種牡畜検査条例の一部改正)

第十三条 鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「六百円」を「千円」に改める。

(鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部改正)

第十四条 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第二号中「千円」を「千五百円」に改める。

(鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

第十五条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「千円」を「二千円」に改める。

(鳥取県建設業許可等証明手数料条例の一部改正)

第十六条 鳥取県建設業許可等証明手数料条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二百円」を「三百円」に改める。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第十七条 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四の表を次のように改める。

区 分	単 位	手 数 料	
		金 額	照明を用いるもの
はり紙	一〇〇枚につき	三〇〇円	—
幕広告	一個につき	五〇〇円	一、〇〇〇円
気球広告	一個につき	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円
その他 の広告 物又は 掲示板	表示面積が一平方メートル未満のもの	二五〇円	五〇〇円
	表示面積が一平方メートル以上三平方メートル未満のもの	五〇〇円	一、〇〇〇円
	表示面積が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	八〇〇円	一、六〇〇円
	表示面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの	一、二〇〇円	二、四〇〇円

表示面積が二〇平方メートル以上のもの	表示面積が二〇平方メートル以上のもの	一個につき	二、二〇〇円	四、四〇〇円
表示面積が二〇平方メートル以上のもの	表示面積が二〇平方メートル以上のもの	一個につき	二、二〇〇円	四、四〇〇円

(県立学校授業料徴収条例の一部改正)

第十八条 県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六万七千二百円」を「七万四千四百円」に、「八万四千円」を「九万三千円」に、「一万二百円」を「一万千六百六十円」に、「四万三千二百円」を「四万八千円」に改める。

第三条第一項中「但し一月分及び四月分は十五日まで」を「ただし、一月分は一月二十日まで、四月分は四月十五日まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、授業料は、前納することができる。

第三条第三項の表中「四万二千円」を「四万六千五百円」に改める。

(鳥取県立図書館使用料条例の一部改正)

第十九条 鳥取県立図書館使用料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

名 称	区 分	金 額
鳥取県立鳥取図書館	倉吉分館会議室	一日につき 二、四〇〇円 半日につき 一、二〇〇円
	大会議室	一日につき 七、二〇〇円 半日につき 三、六〇〇円
鳥取県立米子図書館	小会議室	一日につき 二、四〇〇円 半日につき 一、二〇〇円

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第二十条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の一般人のその他の者の項中「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「一〇〇円」を「二〇〇円」に改める。

(鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十一条 鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
別表の一の表を次のように改める。

区 分	金 額
大ホール	一時間につき 一、一〇〇〇円
大研修室	一時間につき 八〇〇円

中研修室	一時間につき	二〇〇円
小研修室	一時間につき	一五〇円
団体交流室	一平方メートルにつき一月	一、〇一〇円

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十二條 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四條関係)

一 入館料

区 分	金		額
	通常展示	特別展示	
個人	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 三〇円	一人一回につき 一、〇〇〇円を 超えない範囲内 で教育委員会が 定める額
	高等学校の生徒	一人一回につき 五〇円	
	学生又は一般人	一人一回につき 一〇〇円	
団体(二十人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 二〇円	
	高等学校の生徒	一人一回につき 三〇円	
	学生又は一般人	一人一回につき 八〇円	

二 展示室等使用料

区 分	金	額
第一展示室	一日につき 半日につき	一八、〇〇〇円 九、〇〇〇円
第二展示室	一日につき 半日につき	一八、〇〇〇円 九、〇〇〇円
第三展示室	一日につき 半日につき	一四、〇〇〇円 七、〇〇〇円
講堂	一日につき 半日につき	七、二〇〇円 三、六〇〇円
会議室	一日につき 半日につき	二、〇〇〇円 一、〇〇〇円

備考

1 この表中「一日」とは午前九時から午後五時までをいい、「半日」とは午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までをいう。

2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三條 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。
別表第一(第四条関係)

一 施設使用料

鳥取県営 米子武道館	鳥取県営 鳥取武道館	区 分		金 額	
		柔剣道場	補助道場	貸切りの場合	貸切りでない場合
剣道場	弓道場	柔剣道場	補助道場	高等学校の生徒	学生又は一般人
一時間につき 三〇〇円	一時間につき 二〇〇円	一時間につき 八〇〇円	一時間につき 二〇〇円	一人一日につき 三〇〇円 一月につき 三〇〇〇円	一人一日につき 八〇円 一人一月につき 八〇〇〇円
一人一日につき 三〇〇円 一月につき 三〇〇〇円					

備考

- 1 柔剣道場の半面を貸切りで使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の二分の一に相当する額とする。
- 2 会議室において暖房器具を使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に当該額の二分の一に相当する額を加算した額とする。

二 武道教室参加料

区 分	金 額
幼児、児童又は中学校の生徒	一人一課程につき 六〇〇円
高等学校の生徒	一人一課程につき 八〇〇円
学生又は一般人	一人一課程につき 一、〇〇〇円

(鳥取県警察証明手数料条例の一部改正)
第二十四条 鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

証明の種類	手 数 料 の 額
自動車保管場所証明	一件につき 千円。ただし、再交付に係るものにあつては、三百円
遺失届出済証明	一件につき 五百円
盗難届出済証明	一件につき 五百円
火災その他災害証明	一件につき 五百円
海外渡航者犯罪経歴証明	一件につき 五百円
その他の事実証明	一件につき 五百円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に看護婦等養成施設に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第八条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(県立学校授業料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日に県立高等学校(通信制の課程を除く。)又は県立幼稚園(以下「県立学校」という。)に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額及び専攻科の授業料の納付の方法は、第十八条の規定による改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項及び第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日以後において、県立学校に編入学、再入学、転学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。